

## 介護予防・日常生活支援総合事業（いちき串木野市）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （１）第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

#### 【基本部分】※身体介護及び生活援助

対象者	サービス種別	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要支援1 要支援2 (更新まで)	週1回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス(みなし)	11,680円/月	1,168円/月	2,336円/月
	週2回程度のホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス(みなし)	23,350円/月	2,335円/月	4,670円/月
	週3回程度を超えるホームヘルパーによる入浴や食事などの訪問型サービス(みなし)	37,040円/月	3,704円/月	7,408円/月

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 【緩和した基準】※生活支援

対象者	サービス種別	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要介護認定非該当者又は介護保険の対象とならないひとり暮らしを維持するのに援助を必要とする方	外出時の援助、食事・食材の確保、家屋内の整理整頓、洗濯物の搬入等の生活に係る援助及び健康管理・栄養管理に関する生活上の助言等を行います。	1,400円/回 (1時間を超えた場合は30分ごとに70円を加算)	140円/回 (1時間を超えた場合は30分ごとに70円を加算)	280円/回 (1時間を超えた場合は30分ごとに140円を加算)

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。